

証券コード 3981

株式会社ビーグリー

第11回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年3月28日(木曜日) 午前10時

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 1階「若竹の間」

末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である
取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件



Beagle

株主の皆様へ

平素よりひとかたならぬご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年12月期は、「コンテンツプロデュースカンパニーとしての成長」を目指す中期経営計画の2年目でありました。競争が激化する中、収益の柱である『まんが王国』と、ぶんか社のデジタルコンテンツ販売は、堅調に推移したものの計画を超える成長までには至りませんでした。海外展開についても、サービスをテストローンチいたしました。コンテンツ獲得に想定以上に苦戦しております。こうした状況の中、上場来の連続増収を達成したものの、書籍ビジネスの収益悪化により、営業利益は前年度を下回る結果となりました。

中期経営計画の最終年度である2024年12月期は、これら現状を鑑み当初の目標に満たない計画とさせていただきます。ご期待に沿うことができず誠に申し訳ございませんが、まずは選択と集中を加速することで、収益回復を実現してまいります。そして、主力事業の継続成長はもちろんのこと、今後、より重要になってくる海外展開、ヒット作品の創出、メディアミックスの実現、日本テレビグループとのシナジー創出について具体的に進捗させることで、継続的な企業価値の拡大に努めてまいります。

代表取締役社長 吉田仁平

経営理念

理念：固定観念にとらわれる事なく、新しい発見と進歩を求め続ける

インターネットはこの数十年間で驚異的に発展しました。米国発祥のインターネットは、2000年当初に日本で携帯電話と融合し、その後スマートフォンによって大きく生態系を変え、進化を加速させながら世界中に普及しています。今後もユーザーの消費行動は変化し、技術の進歩は加速し、インターネットビジネスは例外なく激変を続けるでしょう。当社では、この市場で生き延び発展し続けるためには、変化を前向きにとらえ、発見や成長という喜びを見出していく姿勢が非常に重要と考えます。『進化論』のチャールズ・ダーヴィンが世界航海に使用した船の名『Beagle』号に由来した当社の社名にも同様のコンセプトが込められています。

Mission：クリエイターとファンを繋ぎ、新たな価値を創造する

最も人間らしい活動と言われる創作活動によって生み出される“コンテンツ”が、インターネット上で“ユーザー”や“ファン”としっかり出逢えるように、当社では様々な役割を担っていきたいと考えています。この活動が、創作意欲の励みとなれば、より一層の文化の発展に寄与することとなり、当社の大きな喜びとなります。

Vision：グローバルで通用するコンテンツプロデュースカンパニーへ

当社ではコンテンツを見定め、それに適した方法で訴求してゆく活動を『コンテンツプロデュース』と定義し、コンテンツやクリエイターが世界規模で流通・活躍できるようグローバルに事業展開いたします。

証券コード 3981

2024年3月12日

(電子提供措置の開始日2024年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目13番5号

株式会社ビーグリー

代表取締役社長 吉田仁平

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第11回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.beaglee.com/ir/meeting/>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

書面又はインターネット等による議決権行使の場合、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、3頁の「議決権行使方法についてのご案内」に従って、2024年3月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面において議案につき賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
 2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号 明治記念館 1階「若竹の間」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会に出席いただく場合

株主総会開催日時 | **2024年3月28日（木曜日）午前10時**（受付開始 午前9時30分）

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります）。

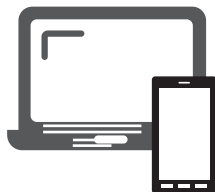
なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | **2024年3月27日（水曜日）午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | **2024年3月27日（水曜日）午後5時30分行使分まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

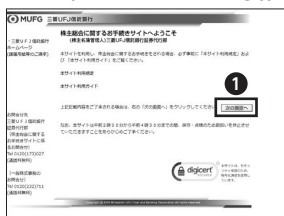
議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

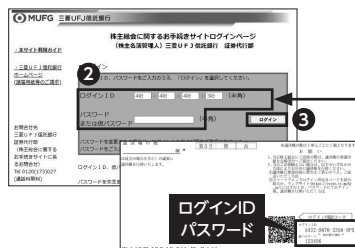
1 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。）

③ 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

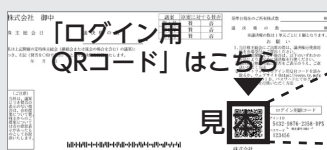
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

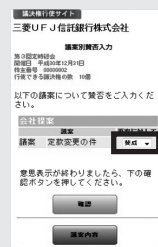
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

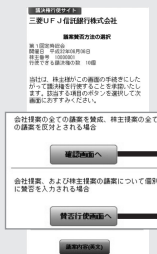
QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。



システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的な事業拡大や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を検討していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 15円 総額 90,439,200円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しまして、監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

「当委員会は、本議案の各候補者について、その専門知識と経験、これまでの職務執行状況及び指名報酬委員会の答申をふまえて検討した結果、当社の取締役として適任であると判断いたしました。」

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	よしだ じん べい 吉 田 仁 平 再任	代表取締役社長	12回中12回 (100%)
2	あき たく けん じ 秋 田 堅 司 再任	取締役 コンテンツプラットフォーム事業部長	12回中12回 (100%)
3	さとう しゅん すけ 佐 藤 俊 介 再任 社外 独立	取締役	12回中12回 (100%)
4	くぼ しんいちろう 久 保 真一郎 再任 社外	取締役	12回中12回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>よしだ じんぺい 吉田 仁平 (1971年12月30日生)</p> <p>再任</p>	<p>1994年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社 2000年4月 ITX株式会社 転籍 2004年6月 株式会社モーラネット 取締役 2006年6月 同社 代表取締役 2007年6月 株式会社ビービーエムエフ（現当社） 入社 2007年10月 同社 執行役員 2009年1月 南京波波魔火信息技术有限公司 執行董事 2012年3月 menue株式会社（現当社） 取締役 2013年3月 同社 代表取締役社長 2014年2月 株式会社MNH（現当社） 代表取締役社長（現任） 2022年3月 株式会社ぶんか社 取締役（現任）</p>	301,534株
<p>取締役候補者とした理由 吉田仁平氏は、2013年より当社の代表取締役社長として経営方針、経営戦略、資金調達、事業活動等の推進にあたり重要な役割を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き代表取締役社長として経営を主導することが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>あきた けんじ 秋田 堅司 (1981年7月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>2004年4月 ダイワボウ情報システム株式会社 入社 2006年7月 株式会社アスキー 入社 2007年8月 株式会社ミクシィ 入社 2012年7月 株式会社スクウェア・エニックス 入社 2014年1月 株式会社マーベラス 入社 2016年10月 当社 入社 2017年3月 当社 執行役員 事業開発部長 2019年3月 当社 取締役（現任） コンテンツプロデュース部長 2020年4月 当社 コンテンツプラットフォーム事業部長 2020年10月 株式会社ぶんか社 取締役 2022年4月 当社 プラットフォームセグメント担当役員兼コンテンツプラットフォーム事業部長 2023年4月 当社 コンテンツプラットフォーム事業部長（現任）</p>	3,788株
<p>取締役候補者とした理由 秋田堅司氏は、エンターテインメントビジネスにおけるサービス及びマーケティングについて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社入社以来、コンテンツプロデュースに係る業務を適切に遂行し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き取締役として経営を担うことが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	佐藤 俊介 (1978年6月3日生) 再任 社外 独立	2001年4月 バリュークリックジャパン株式会社 入社 2008年7月 株式会社エスワンオーインタラクティブ 代表取締役会長 2015年3月 当社 社外取締役 (現任) 2015年4月 SOCIAL GEAR PTE.LTD. Director 2016年6月 トランス・コスモス株式会社 取締役CMO 2021年6月 株式会社CEORY 代表取締役社長兼CEO(現任)	44,802株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 佐藤俊介氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。これらの実績を有することから、引き続き社外取締役として経営を監督いただくことが、当社の継続的な成長に寄与するものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
4	久保 真一郎 (1977年6月13日生) 再任 社外	2002年4月 日本テレビ放送網株式会社(現日本テレビホールディングス株式会社) 入社 2012年10月 日本テレビ放送網株式会社 転籍 2019年12月 同社 社長室経営企画部(現任) 2019年12月 日本テレビホールディングス株式会社 経営戦略局経営企画部 兼務出向 2022年3月 当社 社外取締役 (現任) 2022年12月 日本テレビ放送網株式会社 コンテンツ戦略本部コンテンツスタジオセンター 担当副部長 2023年6月 日本テレビ放送網株式会社 コンテンツ戦略本部グローバルビジネス局スタジオセンター 担当副部長 (現任) (重要な兼職の状況) 日本テレビ放送網株式会社 コンテンツ戦略本部グローバルビジネス局スタジオセンター 担当副部長 兼 社長室経営企画部	一 株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 久保真一郎氏は、日本テレビ放送網株式会社で培われたテレビ業界におけるサービス、コンテンツ制作、事業戦略についての豊富な経験と知識を有しております。今般、社外取締役としての立場から当社経営に対して的確な助言をいただくことにより、日本テレビグループとのさらなるシナジーを創出し、当社の継続的な成長に寄与いただくことを期待し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2 佐藤俊介氏及び久保真一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3 当社は、佐藤俊介氏及び久保真一郎氏との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に定める損害賠償の限度額は、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項において定める最低責任限度額であります。
4 各候補者の所有する当社株式の数は、当事業年度末日現在の株式数であります。
5 佐藤俊介氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年、久保真一郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6 佐藤俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づき負担することとなる、損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。今回の選任が承認されすと、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会の答申を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	出席状況
1	たなか しん 田 中 新 再任	取締役監査等委員（常勤）	取締役会 12回中12回（100%） 監査等委員会 13回中13回（100%）
2	よしだ ひろあき 吉 田 広 明 再任 社外 独立	取締役監査等委員	取締役会 12回中12回（100%） 監査等委員会 13回中13回（100%）
3	おおはし としひこ 大 橋 敏 彦 再任 社外 独立	取締役監査等委員	取締役会 12回中12回（100%） 監査等委員会 13回中13回（100%）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	田中新 (1962年7月8日生) 再任	1985年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JTB)入社 2000年4月 株式会社毎日コムネット入社 2007年5月 株式会社エイチ・ユー 取締役 2012年4月 株式会社ワークス・ジャパン 取締役 2013年7月 menue株式会社(現当社)入社 2014年10月 当社 常勤監査役 2016年3月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任) 2020年10月 株式会社ぶんか社 監査役(現任) 2021年9月 ペイシス株式会社 社外監査役(現任)	5,225株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>田中新氏は当社入社以来、管理部門における業務を適切に遂行し、当社の発展に貢献してまいりました。これらの実績を有することから、引き続き監査等委員である取締役として経営を監督することが、当社の継続的な成長に寄与するものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	吉田広明 (1972年7月27日生) 再任 社外 独立	2003年6月 株式会社産業再生機構入社 2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー(現任) 2014年2月 株式会社MNH(現当社) 社外監査役 2016年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人北浜法律事務所 パートナー	- 株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>吉田広明氏は、弁護士として法律に関する専門的な知識を有しており、当社監査等委員である社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。これらの実績を有することから、引き続き監査等委員である社外取締役として経営を監督し、当社の継続的な成長に寄与いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おおはし としひこ 大橋 敏彦 (1965年6月26日生) 再任 社外 独立	1989年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド入社 1993年6月 株式会社ロッキング・オン入社 2000年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 2008年4月 株式会社日本政策投資銀行出向 2009年4月 大橋公認会計士事務所設立、所長(現任) 2014年3月 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン 監査役(現任) 2015年5月 当社 社外監査役 2016年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 大橋公認会計士事務所 所長	- 株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>大橋敏彦氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する専門的知見を有しており、当社監査等委員である社外取締役就任以来、経営に対する客観的かつ的確な助言をいただいております。これらの実績を有することから、引き続き監査等委員である社外取締役として経営を監督し、当社の継続的な成長に寄与いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 吉田広明氏及び大橋敏彦氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、田中新氏、吉田広明氏及び大橋敏彦氏それぞれとの間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。三氏の再任が承認された場合、当社は三氏それぞれとの間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に定める損害賠償の限度額は、当社の取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項において定める最低責任限度額であります。
- 4 吉田広明氏及び大橋敏彦氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- 5 吉田広明氏及び大橋敏彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 6 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づき負担することとなる、損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしています(ただし、違法行為の場合を除く)。今回の選任が承認されますと、監査等委員である各取締役候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) スキル・マトリックス

本総会の第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合における、本総会後の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

男性7名、女性0名（役員のうち女性の比率は0.0%）

■委員長 □委員

役職	氏名	経験・知識・能力等							監査等委員会	任意の委員会
		企業経営	経営・事業戦略	法務・リスクマネジメント	財務会計	業界知見	国際性	独立性		指名報酬委員会
代表取締役社長	吉田 仁平	●	●			●	●			□
取締役 コンテンツプラットフォーム事業部長	秋田 堅司		●			●				
社外取締役	佐藤 俊介	●	●			●	●	●		□
社外取締役	久保 真一郎		●			●				
取締役	田中 新			●					■	
社外取締役	吉田 広明			●				●	□	■
社外取締役	大橋 敏彦				●			●	□	□

以上

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、感染症の分類も5類感染症へ移行し、国内外での人流も回復するなど、感染症対策と経済活動の両立により、社会経済活動の正常化が進みつつあります。一方で、緊迫した世界情勢に加え、不安定な円相場やインフレによる経済停滞が懸念され、依然として不透明な事業環境が続いております。

当社を取り巻く事業環境は、紙の出版市場が縮小している一方で、電子出版市場は継続的に拡大しており、インプレス総合研究所「電子書籍ビジネス調査報告書2023」によると、2023年度の成長率は8%程度になると予測されており、今後も電子書籍及び電子コミックの市場規模はゆるやかな拡大が続くことが予想されております。

このような市場環境の中で、プラットフォームセグメントにおいては、コミック配信サービス「まんが王国」のブランド構築に注力しつつ効率的な投資を、コンテンツセグメントにおいては、継続的なデジタル成長による安定的な利益創出を実行しました。

さらに、コンテンツプロデュースカンパニーとしての機能強化や成長加速のため、2021年11月に資本業務提携契約を締結した日本テレビ放送網株式会社（以下、「日本テレビ」という。）との協業案件を継続的に推進いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は19,080,733千円（前年同期比2.0%増）、営業利益は1,496,908千円（前年同期比14.7%減）、経常利益は1,440,459千円（前年同期比10.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は689,204千円（前年同期比3.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（プラットフォームセグメント）

プラットフォームセグメントの主力サービスであるコミック配信サービス「まんが王国」においては、ユーザーの訪問・定着・課金の流れを促し、課金者数と顧客単価を上げるべく、お得感を訴求するキャンペーンや幅広いユーザー層獲得のための販売促進活動を積極的に行いました。これに加え、原作付きのコミカライズ作品や異世界ファンタジー等の人気ジャンル作品といった“ここだから読める”作品の創出に注力した結果、「まんが王国」の売上高は前年同期比3.2%増となりました。

また、国内コミック配信事業で培ったノウハウを生かし、諸外国の中でも、特に拡大が予想されている北米の電子コミック市場において、2023年6月に北米向けコミック配信サービス「yomoyo（ヨモヨコ）」の提供を開始いたしました。

小説投稿サービス「ノベルバ」においては、投稿作品を原作としたコミカライズ・メディアミックス展開を推進するため、アプリ利用者数及び投稿作品数の増加を目的とした施策の実施や小説コンテストを開催いたしました。さらに、オリジナルIPの創出を目的に、イベント関連事業や音楽・映像関連事業等を多角的に展開する株式会社アミューズとの協業を開始し、最初の取り組みとして、「ノベルバ」内にて『目指せメディアミックス！「現代恋愛×ファンタジー」小説コンテスト』を開催いたしました。

日本テレビとの取り組みにおいては、「まんが王国」にて昨年末より連載を開始した漫画家発掘ドキュメントバラエティー「THE TOKIWA」発のコミカライズ作品「ようこそ！パラダイス劇場へ」の電子コミック版が完結し、2023年8月に紙書籍を販売いたしました。

利益面においては、売上高が増加した一方で、広告宣伝費を中心とした営業費用が前年同期比で増加いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は12,563,854千円（前年同期比2.7%増）、営業利益は585,371千円（前年同期比4.4%増）となりました。

（コンテンツセグメント）

コンテンツセグメントにおいては、デジタルコンテンツを中心に、発刊点数の増加、電子書店ごとの特性や読者ニーズに沿った販売促進活動を積極的に行いました。また、紙出版においては、紙出版市場の縮小を鑑み、配本管理及び価格設定等のコストコントロールを実施いたしました。

デジタル出版においては、読者の嗜好性に合わせたコンテンツの創出とジャンルの拡大を推進し、SNSや動画プラットフォームを活用したプロモーションを強化した結果、ぶんか社が得意とするBL、TLジャンルを中心とした女性向けコミックジャンルの作品や近年創刊したデジタルコミック誌からの作品の売上が堅調に推移いたしました。これにより、売上高は前年同期比7.9%増となりました。

紙出版においては、BL、異世界ファンタジーを中心にアニメマンガ専門店と連携し、販売施策を推進いたしました。

また、BLコミック誌「GUSH」の20周年を記念したコラボカフェや「GUSH20周年記念展-with LOVE-」の開催といった様々な施策を実行いたしました。他方、配本数のコントロール及び雑誌の隔月化や休刊を実施した結果、売上高は前年同期比11.6%減となりました。

このほか、ぶんか社の人気グルメ漫画「半熟ファミリア 腹ペコ兄妹の熟成レシピ」が日本テレビホールディングス株式会社の子会社である株式会社日テレ アックスオン制作にてテレビドラマ化いたしました。また、2023年6月には、ぶんか社刊の「お姫様クラブ」がフジテレビ系の番組内にて映像化されました。

利益面においては、主に紙出版収益の減少に加え、積極的な編集人材の採用により、営業費用が前年同期比で増加いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は6,676,276千円（前年同期比0.7%増）、営業利益は910,956千円（前年同期比23.7%減）となりました。

- (2) 設備投資の状況
該当事項はありません。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

現在のプラットフォームセグメントの主力サービスであるコミック配信サービス「まんが王国」は、16年以上の実績を有しており、さらなるユーザー及び収益の拡大が見込まれるとともに、コンテンツセグメントの中核である総合出版事業においてもデジタル化を推進することで、収益の拡大が見込まれております。

今後も継続的な発展を続け、当社グループのVisionである「グローバルで通用するコンテンツプロデュースカンパニーへ」を実現するため、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 「まんが王国」の差別化

電子書籍市場は拡大を続けておりますが、一方で競合他社との競争が激化しております。そのため会員獲得コストは増加傾向ではありますが、サービスの継続的な拡充や差別化により収益拡大を実現してまいりました。当社グループでは今後の継続的な成長の実現に向けて、さらに「まんが王国」の魅力を高めるため、今後も積極的に差別化を進める施策に取り組んでまいります。

お得に漫画が読めるポイントプログラムや各種キャンペーンの実施、無料で閲覧可能な「じっくり試し読み」の充実、自社開発ビューアやAIレコメンド機能を活用した使いやすいUX (User experience) の提供、当社独自の目線による優良タイトルの掘りおこしや決済手段の多様化等、これまでの取り組みを継続的に推進するほか、当社グループ内でのノウハウを駆使した「まんが王国」連載作品の創出を積極的に進めてまいります。

② 優良・独自コンテンツの制作

継続的な成長を実現していくためには、競合他社にはない優良コンテンツや独自コンテンツの制作が必要となります。当社グループでは、作家やクリエイターとの多数のコネクション並びに「まんが王国」のビッグデータや長年のノウハウを活用することにより、ユーザーにヒットするコンテンツの制作を行ってまいります。

③ サービス・企業認知度の向上

当社グループが継続的な企業価値の向上を実現するためには、ユーザー、取引先、人材の獲得が必要であります。これらの獲得活動をより効率的に進めるため、当社グループ及び当社サービスの持つ強み・サービスの健全性・ガバナンス体制等を戦略的に発信し、認知度及びコーポレートブランドを向上させてまいります。このため、費用対効果を重視したプロモーション・広報活動を積極的に推進してまいります。

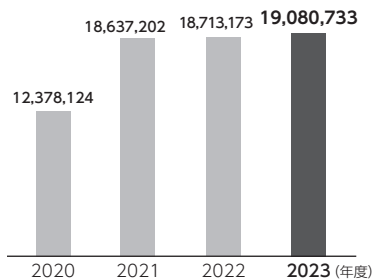
④ 有能な人材の育成と確保

当社グループのあらゆる活動の継続的改善、成長のため、最も重要なのは人材であります。その育成と確保の観点から、経営理念に沿った評価制度の施行、その運用の徹底及び継続的な改善並びにインセンティブ制度を含めた人事制度全般の充実を図ってまいります。また、積極的な採用活動、教育制度の充実を図り、組織でフォローアップできる体制を構築してまいります。

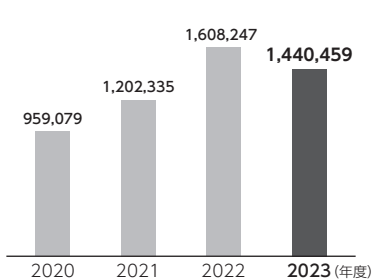
(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第8期 (2020年12月期)	第9期 (2021年12月期)	10期 (2022年12月期)	(当連結会計年度)第11期 (2023年12月期)
売 上 高(千円)	12,378,124	18,637,202	18,713,173	19,080,733
経 常 利 益(千円)	959,079	1,202,335	1,608,247	1,440,459
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	452,485	444,923	664,510	689,204
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	76.51	74.81	111.34	114.74
総 資 産(千円)	20,036,118	19,458,414	19,039,932	18,384,958
純 資 産(千円)	5,206,704	5,671,647	6,314,691	6,953,242
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	878.19	951.73	1,052.91	1,153.25

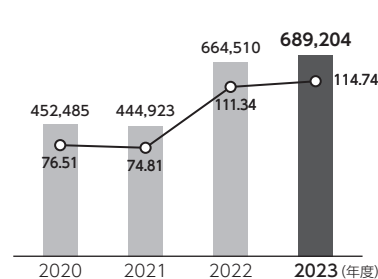
■ 売上高(千円)



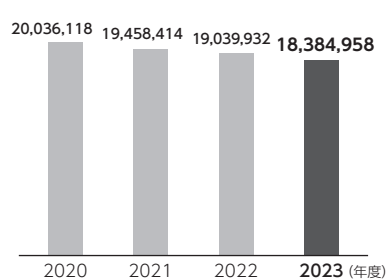
■ 経常利益(千円)



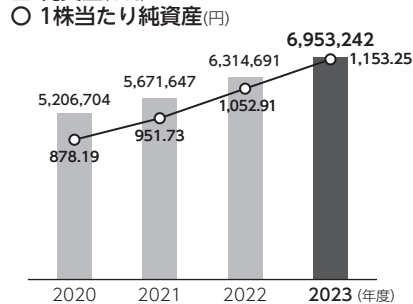
■ 親会社株主に帰属する当期純利益(千円)
○ 1株当たり当期純利益(円)



■ 総資産(千円)



■ 純資産(千円)



(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ぶんか社グループ	10,000千円	100%	出版
株式会社ぶんか社	10,000千円	100%	出版

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
株式会社ぶんか社グループ	東京都千代田区一番町29番地6	5,325,685千円
株式会社ぶんか社	東京都千代田区一番町29番地6	8,228,661千円

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、13,892,367千円であります。

(11) 主要な事業内容

セグメントの名称	主要サービス及び事業内容
プラットフォームセグメント	まんが王国による電子コミックの配信を中心としたユーザー課金サービス
コンテンツセグメント	女性向けの漫画ジャンルを得意とした総合出版事業

(12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社	東京都港区北青山二丁目13番5号
株式会社ぶんか社	東京都千代田区一番町29番地6

(13) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
プラットフォームセグメント	72名	2名
コンテンツセグメント	115名	9名
合計	187名	11名

(注) 従業員数には、有期労働契約に基づく契約社員及び臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名 (14名)	2名	35.23歳	5.51年

(注) 従業員数の【外書】は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。臨時従業員には、有期労働契約に基づく契約社員及びスタッフを含み、派遣社員を除いております。

(14) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	2,795,000 千円
株式会社みずほ銀行	1,265,000 千円
株式会社りそな銀行	1,265,000 千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,263,986株
 （自己株式234,706株を含む）
 (3) 株主数 5,964名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本テレビ放送網株式会社	1,514,974 株	25.12%
株式会社小学館	544,500	9.03
吉田 仁平	301,534	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	214,600	3.55
大和証券株式会社	207,000	3.43
山下 良久	101,500	1.68
INTERACTIVE BROKERS LLC	92,600	1.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	77,700	1.28
上田八木短資株式会社	73,700	1.22
日販グループホールディングス株式会社	50,000	0.82

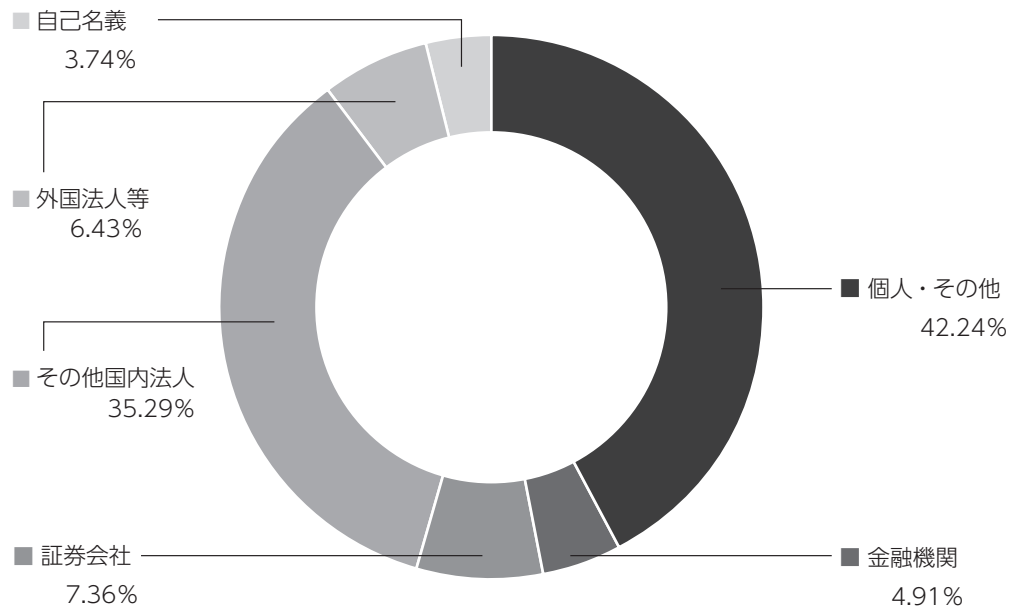
（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	4,279株	2名

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

株式の所有者別分布状況（ご参考）



(注) 小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

	第4回新株予約権
新株予約権の数	38,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 38,000株
発行価額	無償
行使価額	1株当たり500円
新株予約権を行使することができる期間	2017年1月31日～ 2025年1月30日
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員としての地位にあることを要す。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することはできない。
- ③その他権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 役員が保有する新株予約権の区別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	第4回 (500円)	2017年1月31日 ～2025年1月30日	38,000個	38,000株	1名

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉田 仁平	代表取締役社長	
秋田 堅司	取締役 コンテンツプラットフォーム事業部長	
佐藤 俊介	取締役	
久保 真一郎	取締役	日本テレビ放送網株式会社 コンテンツ戦略本部グローバルビジネス局スタジオセンター 担当副部長 兼 社長室経営企画部
田中 新	取締役監査等委員（常勤）	
吉田 広明	取締役監査等委員	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー
大橋 敏彦	取締役監査等委員	大橋公認会計士事務所 所長

- (注) 1 取締役佐藤俊介氏、取締役久保真一郎氏、取締役吉田広明氏及び取締役大橋敏彦氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役監査等委員大橋敏彦氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 当社監査等委員会は、監査等委員3名のうち1名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員の職務として、執行部門からの聴取や現場実査、内部監査部門との連携等による日常的な情報収集を行い、監査等委員全体で共有することにより監査等委員会の実効性を高めることを目的にしております。
- 4 当社は、取締役佐藤俊介氏、取締役吉田広明氏及び取締役大橋敏彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 5 2023年3月29日開催の第10回定時株主総会の終結の時をもって、取締役櫻井祐一氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役<監査等委員である取締役を除く> (うち社外取締役)	4名 (1名)	40,688千円 (6,600千円)	42,716千円 (-)	5,198千円 (-)	88,603千円 (6,600千円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	23,400千円 (13,200千円)	(-)	(-)	23,400千円 (13,200千円)

- (注) 1 2016年12月15日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は基本報酬の額について年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、業績連動報酬の額について年額150,000千円以内（ただし、基本報酬と業績連動報酬の年間総額は300,000千円を超えない。）と決議しております。当該決議がなされた各株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役1名）です。なお、2020年3月26日開催の定時株主総会において、上記の業績連動報酬の額についての報酬限度額の範囲内で、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年以上の間で当社取締役会が定める期間とすること等につき決議しております。当該決議がなされた各株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。また、2016年12月15日開催の臨時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
- 2 期末現在の人員数は、取締役<監査等委員である取締役を除く>は4名、うち社外取締役は2名であり、2023年3月29日付で任期満了をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。

- 3 当社は、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針（以下、「当該方針」という。）を取締役会の決議により定めており、その概要は次のとおりです。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、各取締役に求められる職責、業績への貢献度等の評価を勘案し、取締役会において審議、決定することとしており、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、各取締役の業務分担等を勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。
- 4 業務執行取締役の報酬体系は、業績達成のインセンティブとして機能し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有すべく、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬、中長期インセンティブとしての非金銭報酬等である株式報酬の3項目で構成しております。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役に該当する取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されます。
- 5 基本報酬の水準については、当社の事業規模等を考慮した客観的なベンチマークを行い、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額は、各取締役に求められる職責、業績への貢献度等の評価を勘案し、取締役会において決定します。なお、業務執行取締役の報酬構成比については、業績への貢献及び関与の度合いが大きい代表取締役、事業部門を担当する取締役、管理部門を担当する取締役に順に、業績連動報酬及び株式報酬の変動幅が大きくなるように設計されております。
- 業績連動報酬は、基本報酬を算定の基礎として、売上高と営業利益に関する各事業年度における目標達成率、業績への貢献度等の評価及び役職に応じた変数を乗じて算出された額に基づき取締役会において決定します。当社は、売上規模及び収益性のバランスが取れた健全な成長の実現を業務執行取締役に動機づけるため、売上高と営業利益に関する各事業年度における目標達成率を業績連動報酬の指標としております。なお、業績連動報酬は、上記のとおり取締役会において各業務執行取締役に対する支給額が決定されたのち、当該額を12分割した額を1年間にわたり毎月支払うものとします。
- なお、当事業年度における業績連動報酬42,716千円の算出指標となった2022年度売上高、営業利益の目標はそれぞれ18,791百万円、1,536百万円であり、実績はそれぞれ18,713百万円、1,755百万円であります。
- 株式報酬は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「特定譲渡制限付株式」という。）を割り当てるものとし、当該特定譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の額は、各業務執行取締役に求められる職責、業績への貢献度等の評価を勘案し、取締役会において決定します。なお、当事業年度については、業務執行取締役2名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権として合計5,198千円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当社第10回定時株主総会から当社第11回定時株主総会までの期間に係る特定譲渡制限付株式として合計4,279株を割り当てることを決議しております。
- 6 当社は、以上の手続きの公平性・透明性・客観性の強化を図るため、2021年10月22日付で取締役会及び監査等委員会の任意の諮問委員会として、取締役2名（監査等委員である取締役を除く。うち独立社外取締役1名）、監査等委員である取締役2名（うち独立社外取締役2名）の計4名で構成される指名報酬委員会を設置しており、個人別報酬等の内容については、取締役会及び監査等委員会があらかじめ指名報酬委員会に諮問し、その答申をふまえ決議することとしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、非業務執行取締役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項において定める最低責任限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を結んでおります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、対象役員がその地位に基づき負担することとなる、損害賠償金等の損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、対象役員の違法行為により生じた損害について保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先との関係

社外取締役である久保真一郎氏の兼職先である日本テレビ放送網株式会社は、当社のその他の関係会社であります。

社外取締役（監査等委員）である吉田広明氏の兼職先である弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である大橋敏彦氏の兼職先である大橋公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐藤 俊介	(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況 12回中12回出席した他、主に豊富な経験と幅広い知見に基づく経営者としての観点から適宜発言を行っております。 (イ) 同氏の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 (ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 多角的視点から取締役会、任意の指名報酬委員会において意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。
社外取締役	久保 真一郎	(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況 12回中12回出席した他、主に豊富な経験と幅広い知見に基づく経営者としての観点から適宜発言を行っております。 (イ) 同氏の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 (ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉田 広明	(ア) 取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況 取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回出席し、主に企業統治、企業法務の観点から適宜発言を行っております。 (イ) 同氏の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 (ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 弁護士としての専門的見地から取締役会、監査等委員会、任意の指名報酬委員会の委員長として意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大橋 敏彦	(ア) 取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況 取締役会12回中12回、監査等委員会13回中13回出席し、主に財務、会計の観点から適宜発言を行っております。 (イ) 同氏の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 (ウ) 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 財務及び会計に関する専門的見地から取締役会、監査等委員会、任意の指名報酬委員会においての意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、従前の事業年度における会計監査の職務遂行の状況、監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、当社「グループ行動規範」に基づき、法令及び定款並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の職務を執行する。
 - b. 当社取締役会は、独立した社外取締役を招へいして構成し、その意思決定及び業務執行の適法性を監督する機能を強化して経営の透明性・公平性を確保する。
 - c. 当社取締役会及び監査等委員会の任意の諮問機関として、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び委任型の執行役員指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化する。
 - d. 当社監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムが有効に機能しているかを確認するとともに、その整備・維持の状況を監視する。
 - e. 当社管理部門は、当社グループにおける法令遵守に関わる規程・マニュアルその他の関連規程の整備、コンプライアンスに関わる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めるとともに、内部統制システムの整備、維持を行う。
 - f. リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制における問題点及びリスクの把握と改善に努める。
 - g. 当社内部監査部門は、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行の内容及び内容の妥当性、有効性等を監視するとともに、内部統制システムのモニタリングを行い、適宜、代表取締役及び監査等委員会に報告する。
 - h. 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務諸表の信頼性を確保するための体制の整備を図り、継続的な評価と必要な是正を行う。
 - i. 反社会的勢力に対しては、法令及び社内規程に従い、組織的に毅然と対応し、一切の関係を遮断する。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関わる文書その他の情報は、文書管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制の整備を行う。
 - b. 重大リスクが顕在化した場合には、リスク管理規程に基づいて迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめるように努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定時取締役会を月一回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - b. 当社グループは、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において職務執行に関する権限及び責任を明文化し、適時適切に見直しを行う。
 - c. 当社は、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、取締役会の意思決定に必要な情報について十分な検討、事前協議を行う。
 - d. 当社は、執行役員制度の導入により、権限を適切に委譲し、業務執行の効率化、迅速化を図る。
 - e. 中期経営計画及び年度予算・事業計画を策定し、その進捗を月次及び適宜レビューすることにより課題の抽出と迅速な対応を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備、その他子会社の経営管理については、当社管理部門がその任にあたる。
 - b. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上の重要事項については、取締役会の事前承認を必要とし、適時業務の執行に関して必要な報告及び資料の提出を求める。
- ⑥ 監査等委員会のその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a. 当社監査等委員会からの要請があった場合、その職務を補助する使用人（以下、「監査等委員補助者」という。）として、管理部門の中から若干名を選任する。
 - b. 選任された監査等委員補助者は、当社監査等委員の指揮・命令に服するものとし、監査等委員補助者に対する人事権の行使にあたっては、事前に当社監査等委員と監査等委員でない当社取締役が協議する。
- ⑦ 監査等委員でない当社取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等（以下、「当社グループの取締役等」という。）が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役等は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告する。また、当社監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役等に対し報告を求めることができる。
 - b. 当社監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また重要な決裁書類及び関連資料を閲覧し、必要に応じて説明を求めることができ、代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
 - c. 当社監査等委員会への報告をした当社グループの取締役等に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

d. 当社の監査等委員会及び当社子会社の監査役は、連携を強化し、適宜必要な情報交換を行う。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社監査等委員会は、監査の実施に際し必要に応じて当社管理部門に協力を要請することができる。

b. 当社監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との情報交換に努め、密接な連携を図る。

c. 当社監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに必要な処理を行う。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は、内部監査担当部門による定期的な業務監査及び内部統制監査を通じて、当社グループの内部統制システム全般の整備、運用状況の評価を行い、継続的な改善を実施しております。

② コンプライアンス

当社は、当社グループの法令遵守体制の整備、点検及び強化を推進するため、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス違反行為の発生を防止するため定期的に社内研修を開催するとともに、法令違反・不正行為等の問題の未然防止及び早期発見を図るため、外部の専門家に委託している内部通報窓口を設置しております。

③ リスク管理

当社は、リスク管理規程に基づき、社長を委員長とし、事業部長、本部長、常勤の監査等委員及びその他委員長が指名する者により構成するリスク管理委員会を設置して、リスク管理体制を構築し、定期的に当社グループの全社的なリスクの抽出、評価を行って、全社的なリスク統制を図っております。

④ グループ経営管理

当社は、子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に基づき適切に管理する体制を整えております。

⑤ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、業務に関わる重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、社外取締役4名を選任し、取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度において取締役会は12回開催しております。

⑥ 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員を置くとともに、その職務に応じた選定監査等委員を選定し、経営会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の閲覧、使用人等からのヒアリング及び内部監査部門、会計監査人との連携等を通じて監査の実効性を確保しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当該基本方針を特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。配当政策の基本方針としましては、中長期的な事業拡大や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。

これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は毎年6月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,009,196	流動負債	8,466,504
現金及び預金	4,825,497	支払手形及び買掛金	3,437,019
受取手形	30,745	短期借入金	2,000,000
売掛金	4,001,549	1年内返済予定長期借入金	1,020,000
商品及び製品	58,552	未払金	394,325
貯蔵品	623	未払費用	35,367
前渡金	8,097	未払法人税等	426,812
前払費用	67,510	未払消費税等	27,328
未収入金	7,853	契約負債	592,763
未収消費税等	10,565	返金負債	366,313
未収還付法人税等	4,839	預り金	39,295
その他	1,091	その他	127,279
貸倒引当金	△7,729		
固定資産	9,375,761	固定負債	2,965,210
有形固定資産	67,444	長期借入金	2,805,000
建物	14,662	繰延税金負債	160,210
建物附属設備	75,012		
工具、器具及び備品	147,433	負債合計	11,431,715
減価償却累計額	△168,060	(純資産の部)	
減損損失累計額	△1,602	株主資本	6,953,242
無形固定資産	9,142,462	資本金	1,901,359
のれん	8,328,371	資本剰余金	1,900,859
ソフトウェア	127,602	利益剰余金	3,501,267
コンテンツ資産	248,578	自己株式	△350,242
ソフトウェア仮勘定	639		
コンテンツ資産仮勘定	3,370	純資産合計	6,953,242
出版権	432,666	負債・純資産合計	18,384,958
その他	1,232		
投資その他の資産	165,854		
敷金及び保証金	108,492		
繰延税金資産	37,380		
その他	19,981		
資産合計	18,384,958		

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,080,733
売上原価		12,532,377
売上総利益		6,548,356
販売費及び一般管理費		5,051,447
営業利益		1,496,908
営業外収益		
受取利息及び配当金	132	
受取返戻金	2,590	
受取賠償金	1,908	
その他の	459	5,091
営業外費用		
支払利息	51,354	
融資手数料	2,874	
消費税等調整額	4,442	
その他の	2,869	61,540
経常利益		1,440,459
税金等調整前当期純利益		1,440,459
法人税、住民税及び事業税	797,767	
法人税等調整額	△46,513	751,254
当期純利益		689,204
親会社株主に帰属する当期純利益		689,204

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	1,893,301	1,892,826	2,885,192	△356,628	6,314,691	6,314,691
当期変動額						
新株の発行	8,057	8,057			16,115	16,115
剰余金の配当			△71,968		△71,968	△71,968
親会社株主に 帰属する当期純利益			689,204		689,204	689,204
自己株式の処分		△24	△1,161	6,385	5,198	5,198
当期変動額合計	8,057	8,033	616,074	6,385	638,550	638,550
当期末残高	1,901,359	1,900,859	3,501,267	△350,242	6,953,242	6,953,242

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

株式会社ぶんか社グループ、株式会社ぶんか社

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 50年

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、顧客にコンテンツを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

① ポイント等に係る売上

当社グループの主たるサービスである「まんが王国」においては、顧客がポイントを使用するごとにコンテンツを提供する義務を負っており、当該ポイント使用時又は失効時に履行義務が充足されます。そのため、当該ポイント使用又は失効により収益を認識しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、各社が別途定める支払条件により、概ね2か月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② コンテンツの配信に係る売上

当社グループの配信に係る売上においては、当社グループが保有するコンテンツの著作権者として、グループ外の配信会社とライセンス契約を締結し、その配信権を供与します。配信権を第三者に供与することによって発生するロイヤリティ収益は、取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ収益の金額を信頼性をもって測定できるときに、関連するロイヤリティ契約の契約期間にわたり履行義務が充足されます。そのため、取引に関連する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高い場合には、当該金額を合理的に見積もって収益を認識しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期日は、概ね配信会社からの支払通知を受け取った月の翌月末支払であり、重大な金融要素は含まれておりません。

③ 書籍及び雑誌に係る売上

当社グループの書籍及び雑誌の販売においては、契約開始後の一定期間については返品及び返金の義務を負っており、当該返品及び返金の義務の消滅時に履行義務が充足されます。そのため、返品及び返金の義務は、過去の経験に基づいて書籍及び雑誌に区分して金額を見積り、取引価格から控除しています。なお、当該サービスにおける通常の支払期日は、概ね取次会社からの支払計算書を受け取った月の翌月末支払であり、重大な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② のれんの償却方法及び償却期間
5～20年の均等償却を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「還付金収入」（当連結会計年度3千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 旧menue株式会社に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

2,520,273千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社の実質存続会社である旧menue株式会社の株式を取得した際に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。のれんの償却はその投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間に応じて均等償却を行っております。

また、減損の兆候を判定するために、まんが王国及びその関連サービスに関する買収時に見込んだ将来事業計画の達成状況、当連結会計年度の事業計画の達成状況、翌連結会計年度以降の将来事業計画の営業利益の水準を評価しております。減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。

なお、当連結会計年度において減損の兆候はありません。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況等により、事業計画の達成が困難になった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

2. 株式会社ぶんか社グループに係るのれん及び著作権の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	5,808,097千円
著作権	432,666 //

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

1) のれん

株式会社ぶんか社グループの株式取得時に生じた超過収益力をのれんとして計上しております。のれんの償却はその投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間に応じて均等償却を行っております。

また、減損の兆候を判定するために、コンテンツセグメントに関する株式取得時に見込んだ将来事業計画の達成状況、当連結会計年度の事業計画の達成状況、翌連結会計年度以降の将来事業計画の営業利益の水準を評価しております。減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。

なお、当連結会計年度において減損の兆候はありません。

2) 著作権

株式会社ぶんか社グループの株式取得時にコンテンツセグメントにて発刊済みの出版物から創出される経済的利益を著作権として計上しております。著作権の償却は株式を取得した時点で発刊済みの出版物から享受できる経済的利益に基づいた償却期間を合理的に見積り、当該期間に応じて均等償却を行っております。

また、減損の兆候を判定するために、株式取得時に発刊済みの出版物の販売予測とその実績値に重要な乖離がないか評価しております。

なお、当連結会計年度において減損の兆候はありません。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況等により、事業計画等の達成が困難になった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

株式会社ビーグリーにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、これらの当座貸越契約及び貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000 //
差引額	一千円

2. 財務制限条項

当連結会計年度末における財務制限条項は以下のとおりです。なお、文中の「単体」とは株式会社ビーグリーを指します。

- (1) 当座貸越契約（極度額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
 - ① 2018年12月期決算以降、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、2017年12月期決算期末日又は直前に到来する年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額のいずれか高い方の80%以上に維持すること。
 - ② 各年度の決算期における単体の損益計算書に示される当期純利益が、2017年12月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。
- (2) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
 - ① 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
 - ② 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- (3) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
 - ① 2023年12月期における借入人の単体の経常利益（連結決算を行った場合は連結ベースでの経常利益）について赤字を計上しないこと。
 - ② 2023年12月期末における借入人の単体の純資産額（連結決算を行った場合は連結ベースでの純資産額）が前期末における借入人の単体の純資産額の85%に相当する金額を下回らないこと。

- (4) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
 - ② 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- (5) 株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン契約（借入金残高3,825,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 2022年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - ② 2022年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益に減価償却費及びのれん償却額を加算した金額を2期連続して負の値としないこと。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 6,263,986株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 234,706株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	71,968	12	2022年12月31日	2023年3月30日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 (予定)

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,439	15	2023年12月31日	2024年3月29日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 38,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、流動性が高くかつ安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内訂正済みの支払期日であります。借入金は、主に設備投資や事業投資に係る資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。これらは金利の変動リスクに晒されております。また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先毎の与信限度額及び残高管理を行うとともに、定期的な与信限度額の見直しを実施することにより信用リスクを管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収入金」、「未収消費税等」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金 (*1)	3,825,000	3,825,000	－
負債計	3,825,000	3,825,000	－

(*1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,825,497	－	－	－
受取手形	30,745	－	－	－
売掛金	4,001,549	－	－	－
未収入金	7,853	－	－	－
未収消費税等	10,565	－	－	－
合計	8,876,211	－	－	－

(注) 2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
長期借入金	1,020,000	2,805,000	－	－
合計	1,020,000	2,805,000	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

- (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,825,000	—	3,825,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は変動金利の借入であり、短期間で市場金利を反映しております。時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,153円 25銭
(2) 1株当たり当期純利益 114円 74銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プラットフォーム セグメント	コンテンツ セグメント	
自社配信	11,745,548	－	11,745,548
他社配信	389,063	4,354,147	4,743,211
紙出版	－	1,688,344	1,688,344
その他	428,151	475,477	903,628
顧客との契約から 生じる収益	12,562,763	6,517,969	19,080,733
外部顧客への売上高	12,562,763	6,517,969	19,080,733

2. 顧客との契約から生じた収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,378,849	4,032,294
契約負債	665,215	592,763

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は665,215千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

第1号案
第1議

第2号案
第2議

第3号案
第3議

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,070,429	流動負債	5,686,373
現金及び預金	2,495,306	買掛金	1,524,133
売掛金	1,526,505	短期借入金	2,000,000
商品	129	1年内返済予定長期借入金	1,020,000
貯蔵品	623	未払金	277,389
前払費用	46,609	未払費用	15,071
その他	1,985	未払法人税等	174,274
貸倒引当金	△729	未払消費税等	724
固定資産	9,821,938	契約負債	592,763
有形固定資産	26,308	預り金	11,090
建物	14,662	賞与引当金	46,451
建物附属設備	11,655	その他	24,475
工具、器具及び備品	100,156	固定負債	2,805,000
減価償却累計額	△98,562	長期借入金	2,805,000
減損損失累計額	△1,602		
無形固定資産	2,885,919	負債合計	8,491,373
のれん	2,520,273	(純資産の部)	
商標権	200	株主資本	5,400,993
ソフトウェア	112,297	資本金	1,901,359
コンテンツ資産	249,137	資本剰余金	1,900,859
ソフトウェア仮勘定	639	資本準備金	1,900,859
コンテンツ資産仮勘定	3,370	利益剰余金	1,949,018
投資その他の資産	6,909,710	その他利益剰余金	1,949,018
関係会社株式	5,325,685	繰越利益剰余金	1,949,018
関係会社長期貸付金	1,500,000	自己株式	△350,242
長期前払費用	3,372		
敷金	43,272	純資産合計	5,400,993
繰延税金資産	37,380		
その他	0	負債・純資産合計	13,892,367
資産合計	13,892,367		

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,563,854
売上原価	8,004,959
売上総利益	4,558,895
販売費及び一般管理費	3,973,523
営業利益	585,371
営業外収益	
受取利息及び配当金	46,453
受取返戻金	2,590
消費税等調整額	566
その他の	2,186
営業外費用	
支払利息	51,354
融資手数料	2,874
その他の	66
経常利益	582,874
税引前当期純利益	582,874
法人税、住民税及び事業税	244,105
法人税等調整額	16,912
当期純利益	321,856

招集ご通知

株主総会参考書類

第1号案
第1議

第2号案
第2議

第3号案
第3議

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,893,301	1,892,801	24	1,892,826
当期変動額				
新株の発行	8,057	8,057		8,057
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の処分			△24	△24
当期変動額合計	8,057	8,057	△24	8,033
当期末残高	1,901,359	1,900,859	－	1,900,859

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,700,292	1,700,292	△356,628	5,129,791	5,129,791
当期変動額					
新株の発行				16,115	16,115
剰余金の配当	△71,968	△71,968		△71,968	△71,968
当期純利益	321,856	321,856		321,856	321,856
自己株式の処分	△1,161	△1,161	6,385	5,198	5,198
当期変動額合計	248,725	248,725	6,385	271,201	271,201
当期末残高	1,949,018	1,949,018	△350,242	5,400,993	5,400,993

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 50年

建物附属設備 8～15年

工具器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社では、顧客にコンテンツを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しておりません。

(1) ポイント等に係る売上

当社の主たるサービスである「まんが王国」においては、顧客がポイントを使用するごとにコンテンツを提供する義務を負っており、当該ポイント使用時又は失効時に履行義務が充足されます。そのため、当該ポイント使用又は失効により収益を認識しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、各社が別途定める支払条件により、概ね2か月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) コンテンツの配信に係る売上

当社の配信に係る売上においては、当社が保有するコンテンツの著作権者として、当社外の配信会社とライセンス契約を締結し、その配信権を供与します。配信権を第三者に供与することによって発生するロイヤリティ収益は、取引に関連する経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ収益の金額を信頼性をもって測定できるときに、関連するロイヤリティ契約の契約期間にわたり履行義務が充足されます。そのため、取引に関連する経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合には、当該金額を合理的に見積もって収益を認識しております。なお、当該サービスにおける通常の支払期日は、概ね配信会社からの支払通知を受け取った月の翌月末支払であり、重大な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) のれんの償却方法及び償却期間
5～20年の均等償却を採用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 旧menue株式会社に係るのれんの評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん

2,520,273千円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 1. (2)」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

2. 関係会社株式に係る評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	5,325,685千円
--------	-------------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

株式会社ぶんか社グループの株式の取得原価を関係会社株式に計上しております。株式会社ぶんか社グループの株式は市場価格のない株式のため、実質価額と帳簿価額を比較検討することにより減損判定を行っており、株式会社ぶんか社グループの実質価額の算定に当たっては、純資産に超過収益力（株式会社ぶんか社グループの子会社である株式会社ぶんか社及びその子会社の超過収益力を含む）を加味しております。

なお、当事業年度において株式会社ぶんか社グループの超過収益力を加味した実質価額に著しい低下がないことから、関係会社株式の減損処理を行っておりません。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況等により、事業計画等の達成が困難になった場合は、翌事業年度に評価損が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	856千円
短期金銭債務	31,461 //

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。なお、これらの当座貸越契約及び貸出コミットメント契約については、財務制限条項が付されております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	2,000,000千円
借入実行残高	2,000,000 //
差引額	—千円

3. 財務制限条項

- (1) 当座貸越契約（極度額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 2018年12月期決算以降、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額を、2017年12月期決算期末日又は直前に到来する年度の決算期末日における単体の貸借対照表に示される純資産の部の金額のいずれか高い方の80%以上に維持すること。
 - ② 各年度の決算期における単体の損益計算書に示される当期純利益が、2017年12月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。
- (2) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2016年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
 - ② 2017年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。
- (3) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 2023年12月期における借入人の単体の経常利益（連結決算を行った場合は連結ベースでの経常利益）について赤字を計上しないこと。
 - ② 2023年12月期末における借入人の単体の純資産額（連結決算を行った場合は連結ベースでの純資産額）が前期末における借入人の単体の純資産額の85%に相当する金額を下回らないこと。
- (4) 貸出コミットメント契約（契約総額500,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）の末日における単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
 - ② 本契約締結日以降の決算期（第2四半期を含まない。）における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。
- (5) 株式会社三井住友銀行をアレンジャー兼エージェントとするシンジケートローン契約（借入金残高3,825,000千円）について財務制限条項が付されており、当該条項は次のとおりであります。
- ① 2022年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2021年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - ② 2022年12月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益に減価償却費及びのれん償却額を加算した金額を2期連続して負の値としないこと。

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	1,090千円
営業取引（支出分）	155,912 //
営業取引以外の取引（収入分）	46,432 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	234,706株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,637千円
未払賞与	13,875 //
株式報酬費用	2,828 //
減価償却超過額	11,425 //
敷金償却	2,036 //
その他	1,577 //
繰延税金資産小計	37,380千円
評価性引当額	— //
繰延税金資産合計	37,380千円
繰延税金負債	— //
繰延税金負債合計	—千円
繰延税金資産純額	37,380千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
住民税均等割	0.4%
のれん償却額	12.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%

関連当事者との取引に関する注記

会社等

名称	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
株式会社ぶんか社 グループ	所有 直接 100.0	役員の兼任 資金の貸付	経営指導料 受取利息	1,090 46,432	売掛金 未収利息 関係会社長期貸付金	300 256 1,500,000
株式会社ぶんか社	所有 間接 100.0	役員の兼任 著作権許諾契約	ロイヤリティ	143,558	買掛金	29,555
株式会社海王社	所有 間接 100.0	著作権許諾契約	ロイヤリティ	14,128	買掛金	1,906

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 経営指導料については、契約条件により決定しております。
- ② 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- ③ ロイヤリティにつきましては、一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 895円 79銭
- (2) 1株当たり当期純利益 53円 59銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社ビーグリー
取締役会 御中太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子勝彦 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大塚弘毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーグリーの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーグリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

株式会社ビーグリー
取締役会 御中太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子勝彦 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大塚弘毅 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーグリーの2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月21日

株式会社ビーグリー 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 田 中 新 ㊟

社外取締役監査等委員 吉 田 広 明 ㊟

社外取締役監査等委員 大 橋 敏 彦 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催日時

2024年3月28日(木曜日) 午前10時

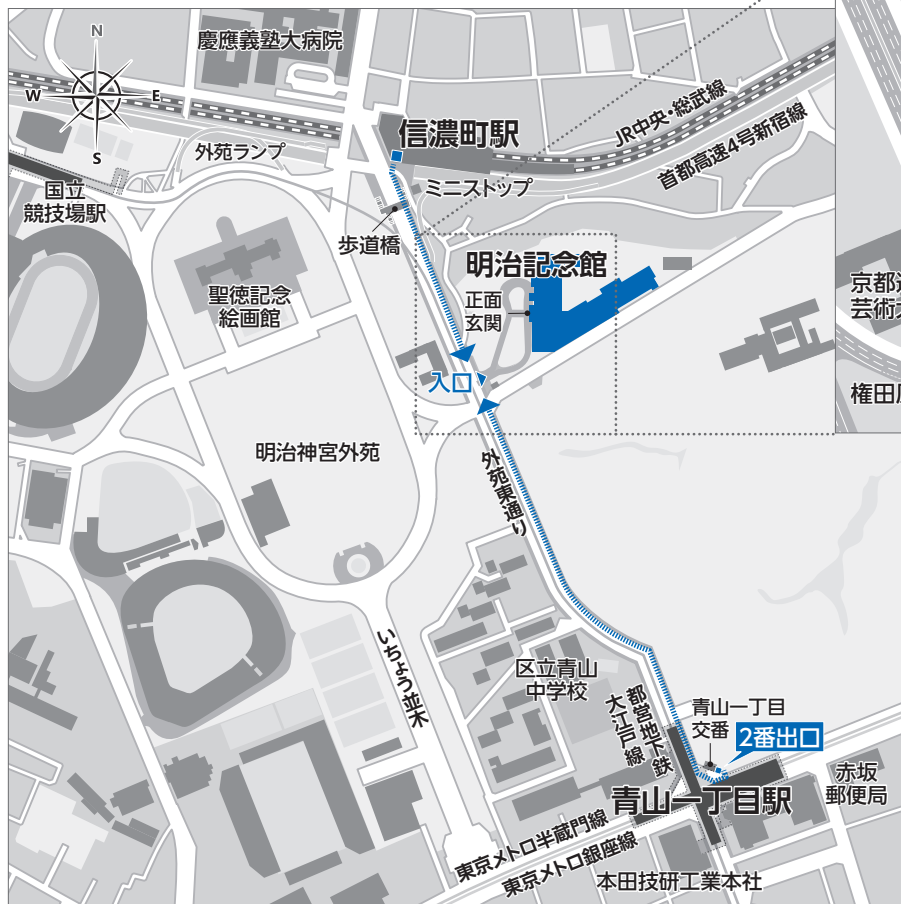
開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 1階「若竹の間」

(TEL : 03-3403-1171)

最寄駅周辺図



会場拡大図



交通のご案内

JR中央・総武線

「信濃町駅」 徒歩3分

東京メトロ銀座線・半蔵門線
都営地下鉄大江戸線

**「青山一丁目駅」
2番出口より徒歩6分**

株式会社ビーグリー

東京都港区北青山二丁目13番5号 青山サンクレストビル4階
<https://www.beagle.com/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。